

2007 年の違法伐採対策法  
違法伐採問題に対処するためのレーシー法の改正

2007 年違法伐採対策法の目的は何か？

持続可能でない違法伐採の横行によりアフリカ、アジア、南米の途上国の法制度がむしばまれている。違法伐採がもたらす安価な木材製品が、米国企業とそこに働く従業員に悪影響を与えている。この問題に対処し、企業と従業員の競争条件を対等にするため、2007 年の違法伐採対策法は木材・木材製品をレーシー法を改正する。

その法律の内容は？

現行のレーシー法は、魚類、野生生物、一部の植物で、何れかの州の法令に違反して、あるいは魚類、野生生物に限っては、何れかの外国の法令に違反して、取得、保持、輸送、販売されたものを「輸入、輸出、輸送、販売、受領、獲得、購入」することを、不法なものとするものであり、このことによって、魚類、野生生物、一部の植物の取引を制限するものである。今回の改正案は、外国の法令違反を植物及び植物の製品にも適用拡大しようとするもの。また、AF&PA の調査の結果明らかになった国際的な懸念が広がっているという事実に基づき、植物と植物製品にレーシー法を適用する場合の出発点となる海外の法令の種類を新たに規定している。最後にレーシー法は、法令を遵守している企業に対する不適切は負担を避けながら、レーシー法を木材に適用をするための輸入申告の要件を明らかにした。

外国のいかなる法令違反もレーシー法発動の誘因になるのか？

否。今回の法案では、義務が発生する誘因となるのは、外国の法令のうち、窃盗を防止し、植物の収穫の法的権限を確保するものに限られる。このような法令の種類は法案の中に明示的に記載されている。

この法案は、木材・木材製品の国内取引も規制するのか？

レーシー法は国内にも適用されうるものであるが、実態上米国内の伐採は全て合法的であるので、政府が限られた資源を国内の法令違反の捜査に使うことは想定しにくい。

レーシー法はどのように魚類について発動されてきたか？

水産業の事例は比較材料を提供している。

全国海洋大気行政機構（NOAA）の関係機関は、月に 5 以内の、主として犯罪

COMBAT ILLEGAL LOGGING ACT OF 2007  
Amending the Lacey Act to Combat Illegal Logging  
和訳藤原

事実が明白な (criminal in nature) 案件を摘発することを想定している。その上、税関当局は、NOAA あるいは魚類野生生物機構 (FWS) の要請なしに、取引された魚類や野生生物を摘発押収することはない。NOAA と FWS は、人的資源の制約と押収物件の管理・手続きのコストの制約から、実際の摘発に至るまで、その物品が違法であるかどうか十分な準備をする。それらの機関は、事実を熟知し意図して違法な物資を輸入する、最も悪質な輸入者に焦点をあてる。

レーシー法の通関申告の要求如何？

改訂法の下では、全ての植物・植物製品の輸入貨物には、樹種、原産地国、数量、価格、などを含む申告書が添付される必要がある。これらの要件は現行レーシー法での野生生物の輸入の際の様式に基づいて様式化されるもので、その他の物資の輸入品に類似した様式である。法律の申告は加工業を含むいかなる産業も不当な負担を課すものではない。中国その他の木材の加工業者は、これらの情報を売り手に提供することが可能である。かれらが現在提供しないのは求められていないからに過ぎない。

通関申告の要求の目的は何か

通関申告の要求は木材の基本的な透明性を提供するものである。

申告は違法伐採問題に対処するためきわめて重要な次のような役割がある。すなわち、輸入者に木材及び木材製品の原産地に関する基本的な質問をすることを促すこと、限られた人員の米国当局が、効率的に、焦点を絞った検査と執行をするため、輸入時点において情報提供をする、輸出が禁止されている木材のように簡単に見分けのつくものを、執行当局が見分けることができること。

この法律は木材や木材製品の輸入業務を混乱させることにはならないか？

この法案は違法伐採材を輸入して事業を行う者の業務を抜本的に変えることになるだろう。これが法律の目的である。

さらに、多くの法令を遵守する企業にとって、法律の要求は最小限の変更になるだろう。それ以上に、競争力という視点を入れた場合、それらの企業にとっては差し引きして肯定的なものとなるだろう。この法案は、あらゆる意味から見ても長期的なビジネスの戦略を持ったまじめなものに見返りを与えることになる。

なぜ、この法律はいわゆる「善意の所有者条項」(innocent owners provision)が

COMBAT ILLEGAL LOGGING ACT OF 2007  
Amending the Lacey Act to Combat Illegal Logging  
和訳藤原

ないのか

レーシー法は、国に、多くの証拠によって同法に違反して輸入、輸出、輸送、販売、受領、取得あるいはされたと見なされる場合は、輸入品を押収する権利を与えている。善意の所有者条項は、捜査の対象となっている者に、違法性について知識がなかったという主張を認めるものである。1981年改正レーシー法、市民抗弁改訂法とも、レーシー法における善意の所有者抗弁権を認めていない。このリスクが、企業に対して注意義務を促し、信頼出来る供給者を探し、輸入品が合法的なものであることを保証するステップをとらせる、インセンティブとなる。自らの輸入品がレーシー法に抵触するリスクを回避するため、水産企業は、売買契約の際、売り手に対して、税関申告時に当該貨物が万一のことがあった場合支払いを求める条項を含めているケースが多い。